

X i 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]																
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>第1表 料金</p> <p>第1 基本使用料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の適用</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">(略)</th> <th style="width: 50%;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">(1) Xiの基本使用料の適用</td> <td style="padding: 5px;">ア～セ(略) ソ 同一暦月内において、1の契約者回線にかかる基本使用料の割引の合計額が、その暦月において適用を受ける基本使用料の額を上回る場合は、その適用を受ける基本使用料の額を上限として、基本使用料の割引を適用するものとします。</td> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">(略)</th> <th style="width: 50%;">(略)</th> </tr> </tbody> </table> <p>第2～第7 (略)</p> <p>第2表～第6表 (略)</p> <p style="margin-top: 20px;">附 則 (平成 27 年 9 月 16 日経企第 1140 号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成 27 年 9 月 18 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (ドコモにチェンジ割キャンペーンの適用)</p> <p>3 この附則実施の日から平成 28 年 1 月 11 日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ) (料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る定期契約又は一般契約 (身体障がい者等割引 (料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(2)に規定するものをいいます。)の適用を受けているものに限ります。)の締結 (当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合に限ります。)と同時に、その X i が次の(1)及び(2)又は(3)に定める条件を満たしていることを当社が確認したときは、ドコモにチェンジ割キャンペーン ((2)又は(3)の申出により、ファミリーシングルバック又はファミリーシェアバックの適用が開始される日 (以下この項において「適用開始日」といいます。) から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して 11 暦月の間の X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ) の基本使用料について、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。)を適用します。</p>	基本使用料の適用		(略)	(略)	(1) Xiの基本使用料の適用	ア～セ(略) ソ 同一暦月内において、1の契約者回線にかかる基本使用料の割引の合計額が、その暦月において適用を受ける基本使用料の額を上回る場合は、その適用を受ける基本使用料の額を上限として、基本使用料の割引を適用するものとします。	(略)	(略)	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>第1表 料金</p> <p>第1 基本使用料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の適用</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">(略)</th> <th style="width: 50%;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">(1) Xiの基本使用料の適用</td> <td style="padding: 5px;">ア～セ(略)</td> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">(略)</th> <th style="width: 50%;">(略)</th> </tr> </tbody> </table> <p>第2～第7 (略)</p> <p>第2表～第6表 (略)</p>	基本使用料の適用		(略)	(略)	(1) Xiの基本使用料の適用	ア～セ(略)	(略)	(略)
基本使用料の適用																	
(略)	(略)																
(1) Xiの基本使用料の適用	ア～セ(略) ソ 同一暦月内において、1の契約者回線にかかる基本使用料の割引の合計額が、その暦月において適用を受ける基本使用料の額を上回る場合は、その適用を受ける基本使用料の額を上限として、基本使用料の割引を適用するものとします。																
(略)	(略)																
基本使用料の適用																	
(略)	(略)																
(1) Xiの基本使用料の適用	ア～セ(略)																
(略)	(略)																

区分	割引額
定期契約に係るもの	1,350 円
一般契約に係るもの	1,150 円

- (1) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備を X i 契約者又はその関係者が購入し、当社に届け出ること。
- (2) ファミリーシングルバック又はファミリーシェアバック（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。
- (3) 共有対象回線（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の契約者がファミリーシェアバックを選択していること。
- 4 料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)のオの規定により X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）の基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。この場合において、身体障がい者等割引の適用を受けているときは、前項に規定する額に身体障がい者等割引に係る基本使用料の割引額を合算して算定します。
- 5 当社は、ドコモにチェンジ割キャンペーンの適用を受けている X i について、次のいずれかに該当する場合には、ドコモにチェンジ割キャンペーンを廃止します。
- (1) 基本使用料の料金種別が X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）以外となったとき。
  - (2) シングルバック又はファミリーシェアバックの廃止があったとき。
  - (3) その X i がファミリーシェアバックに係る共有対象回線である場合であって、そのファミリーシェアバックに係るデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシングルバック又はファミリーシェアバックを選択する場合は除きます。）。
  - (4) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
  - (5) X i の電話番号保管があったとき。
  - (6) X i 契約者が第 3 項の規定により届け出を行った端末設備を利用していないことを当社が確認したとき。
  - (7) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。
- 6 当社は、ドコモにチェンジ割キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてドコモにチェンジ割キャンペーンの適用対象とします。
- ただし、料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてドコモにチェンジ割キャンペーンの適用対象とします。
- 7 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約（基本使用料の料金種別が X i データプラン（ルーター）であるものを除きます。）を締結する場合であって、その X i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてドコモにチェンジ割キャンペーンの適用対象とします。
- （ドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用）
- 8 この改正規定実施の日から平成 28 年 1 月 11 日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)に規定する X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）に係る定期契約の締結（当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合に限ります。）と同時に、次の(1)又は(2)及び(3)の条件を満たしていることを当社が確認したときは、ドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーン（その契約締結があった日を含む翌月から、24 暦月の間の X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又は X i データプラン（スマホ／タブ）の基本使用料について、675 円を減額して適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。
- (1) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備を X i 契約者又はその関係者が購入し、当社に届け出ること。
  - (2) ビジネスシングルバック又はビジネスシェアバック（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。
  - (3) 共有対象回線（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定する

ものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る共有代表回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)の契約者がビジネスシェアパックを選択していること。

9 料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)のオの規定によりX i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)の基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。

10 当社は、ドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、ドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンを廃止します。

- (1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)以外となったとき。
- (2) シングルパック又はビジネスシェアパックの廃止があったとき。
- (3) そのX i がビジネスシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、そのビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき(そのデータ定額共有の廃止と同時にビジネスシングルパック又はビジネスシェアパックを選択する場合を除きます。)
- (4) X i の電話番号保管があったとき。
- (5) X i 契約者が第8項の規定により届け出を行った端末設備を利用していないことを当社が確認したとき。
- (6) 契約の解除(当社が別に定めるものを除きます。)があったとき。

11 当社は、ドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用対象とします。

ただし、料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用対象とします。